

先住民か不法入国労働者か？

——タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像——

片 岡 樹*

Indigenous People or Illegal Migrant Laborers? Recent Debates over the Hill Tribes and Nationhood in Thailand

KATAOKA Tatsuki*

Abstract

This paper attempts to consider recent transformations in regard to the relationship between the state and hill tribes in Thailand. The initial government policy toward hill tribes had been formulated in the context of the Cold War and lost its grounds in the post-Cold War period. Therefore since 2002 the government itself has gradually withdrawn its hill tribe policy. After 2002, the hill tribes as an administrative category were transformed to “ethnic group (*klum chatiphon*),” which also includes other ethnic minorities. Meanwhile, a movement to claim the hill tribes as indigenous peoples emerged in the 1990s. Such movements are, however, plagued by theoretical and practical problems. It is widely known that the hill tribes of Thailand include recent immigrants from neighboring countries, which further blurs the distinction between indigenous peoples and migrant workers. The existence of the hill tribes as both indigenous peoples and as migrant workers reflects a dilemma in Thailand’s policy and discourse on nationhood and citizenship.

Keywords: Thailand, hill tribes, indigenous people, illegal migrant labor, Thai-ness

キーワード：タイ国，山地民，先住民，不法入国労働者，タイ人性

I はじめに

本稿は、2000年以降のタイ山地社会と国家との関係を、そこで用いられるカテゴリーの変遷やそれをめぐる論争に着目することで明らかにするものである。誤解をおそれずいえば、従来

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科：Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University, 46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan
e-mail: kataoka@asafas.kyoto-u.ac.jp

のタイ山地民研究の分野においては、山地民の近代国家（あるいは近代文明）との邂逅それ自体を一大事件として主題化するアプローチが、つい近年まで主流を占めていた。¹⁾ 端的に言えば、部族社会がいかにこの文明との邂逅という衝撃を内面化し近代国家に包摂されていくのか、という視点から研究が積み重ねられてきたのである。

しかし2000年以降のタイ山地民と国家との関係を考察する上では、これとはまったく異なった前提が必要になる。その第一の要因は、冷戦期に枠組みが作られた政府の山地民政策が冷戦終結によってその前提を失い、2000年代に入ると山地民政策が事実上不在となってしまったこと、²⁾ 第二の要因は、1990年代以降、世界的な先住民運動に呼応するかたちで山地民が先住民としての名乗りを強め始めていること、³⁾ 第三の要因は、隣国からタイ国にやってくる外国人労働者が近年激増していることである。⁴⁾ これらの現象がここ10年前後のあいだに同時に生起してきたことが、タイ国家と山地民との関係を再定義する必要性を生み出している。

ジョンソンはタイ山地民ヤオ（ミエン）の事例を扱った近著の中で、東南アジア大陸部の山地はこれまでもずっと国家との関わりの中で規定されてきた空間であったこと、またそこでの民族カテゴリーというのも決して安定したものではなかったことを論じている [Jonsson 2005]。これまで時代に応じさまざまな名称で呼ばれてきた山地民カテゴリーとは、あくまで森に住む住民と国家との交渉に際して用いられる記号であり、国家との交渉の争点が推移するに伴ってその記号内容や記号表現そのものを変遷させてきた、というのが彼の主張の骨子である。このジョンソンの指摘を経由させて考えれば、2000年以降のタイ国内における山地民の位置づけをめぐる論争は、国家レベルでの争点の全面的な再編が行われていることを反映しているものと見ることができる。この点に関し、本稿では以下の3点を考慮に入れることにしたい。

- ① 山地民政策不在となった後、国家は山地民をいかなる政策カテゴリーのもとに収容しようとしているのか。
- ② 山地民を先住民として位置づけ直そうという論理はどのようなもので、そこにはどのような問題があるのか。
- ③ 外国人労働者の激増は、同じく隣国からの不法入国人口を多く擁する山地民にいかなる影響を与えるのか。

先に述べたように、山地民を取り巻く状況が変わるということは、それを収容すべき国家の

1) 山地の視点から国民国家形成の問題を考える研究は、タイ山地民研究の中心的なトピックの一つでありつづけた。その一例として、飯島茂 [1971], Kammerer [1989], Tapp [1989]などを参照されたい。

2) たとえばクワンチャーワン [Kwanchewan 2006]が、山地民研究所の開設と閉鎖を素材に、冷戦期の山地民政策とその終焉を論じている。この点についてはのちに再度ふれる。

3) タイ山地民の先住民としての名乗りをいち早く取りあげた論考としては、馬場 [1994], Kampe [1997]がある。そのほか近年の動向については綾部 [2008], 速水 [2009]も参照。

4) その一般的傾向を述べたものとして浅見 [2003], 竹口 [2011]を参照。

あり方が変わるということでもある。その限りでは、山地民とタイ国家との関係を問う議論は、必然的に一個のタイ国家論とならざるを得ない。そのため本稿もまた、山地民と国家との関係の新展開を論じつつ、そこからはどのようなタイ国家像が描かれうるのかという点までをも含めて議論の射程としたい。まず以下では、次のII章において、従来のタイ国家から見た山地民像を確認し、III章では上記論点の①すなわち2000年以降の政府による山地民政策からの撤退が何をもたらしたのかを考察する。続いてIV章とV章では上記論点の②と③、すなわち近年のタイ政治社会において新たな焦点となりつつある二つのカテゴリーである先住民と外国人労働者を取りあげ、それと山地民カテゴリーとの異同について検討する。最後にVI章ではそうした新たな文脈下で山地民を国家に収容する際にどのようなタイ国家論が展開されうるかを論じ、終章では、見かた次第で先住民にも不法入国労働者にも見えてしまう山地民のジレンマから、現代タイ社会をとらえなおすヒントをさぐることにしたい。

II 「山地民問題」という問題

1. 「山地民問題」

タイ国家が山地民と関わりをもちはじめたのは、実は比較的近年のことである。これは前近代においては、現在のタイ国北部に位置する盆地諸国家が山地民の貢納の窓口となっていたのに対し、19世紀末から20世紀初頭にかけての行政近代化を通じこれら盆地国家を吸収したバンコク政府は、そうした山地民との伝統的紐帯を継承しなかったためであり、その結果として山地民は長期間にわたりタイ国内で宙に浮いた存在となってしまうていた。

そうした状況が一変するのが20世紀後半である。近隣諸国の政情不安と共産主義運動の勢力拡張、それらの結果として増大する山地への流入人口などが政府によって国防上の脅威として認識されたためである。

そのことを端的にあらわすのが、「山地民問題（パンハー・チャオカオ）」という用語である。国家安全保障会議議長を務めたカチャツパイによれば、政府の認識する「山地民問題」とは次の5項目である〔Khachatphai 1996: 126-130〕。

- ① 芥子の栽培による阿片、ヘロインの流通
- ② 焼畑移動耕作による水源林・国有林の破壊
- ③ 頻繁な越境移動と不法活動がもたらす国境の治安問題
- ④ 経済社会問題
- ⑤ 無知と居住国への関心の欠如や共産主義への共鳴が引き起こす少数民族問題

ここでの「山地民問題」とは、山地民が「チャート（民族ないし国家）」に加える危害としてとらえられている。つまり山地民の存在自体が国民国家に有害と見なされているわけであ

る。森林破壊者、阿片生産者、隣国出身の共産主義者というレッテルのため、「山地の人々にとってのよい生活は、タイ国のそれ以外の人々にとってのよい生活と矛盾すると信じられてきた」[Thongchai 2000: 56]。トンチャイによれば、冷戦状況のもとで「非タイ的分子」の代表とされたのが共産主義者と山地民であった。彼らはタイ国内に存在するが、その存在自体がタイ国の一体性を損なうものとされたため、冷戦期ナショナリストが求心力を維持する上での恰好のスケープゴートとなってきた [トンチャイ 2003]。

これらの問題への対応として、まず政府はピブン政権期の1952年に遠隔地行政委員会を発足させ、続くサリット政権期の1959年の革命団布告37号により芥子の栽培や阿片の吸飲、流通が全面的に非合法化されたのを受け、山地社会への対処を本格化させている [Khachatphai 1996: 132-134]。さらに1976年7月6日の閣議決定にもとづくいわゆる「統合政策(ナヨーバーイ・ルアム・プアク/Integration Policy)」において、山地民政策はひとつの体系的な政策パッケージとして提示されることになる。これは、「独自の宗教と慣習に従う権利を与えることで、山地民にタイ国の市民(ボンラムアン)でありタイ社会の一部であるとの自覚を与え、国民国家に対する真の忠誠心をもたせる」こと [ibid.: 142]、あるいは当時の山地民研究所長ワナットによれば、山地民が「独立自助の第一級のタイ市民になることを援助する」ことを目的とする [Wanat 1989: 18]。そのための具体的な目標としては、

- ① 山地民の生活水準を引き上げること
- ② 山地民にタイ国の市民であるとの自覚を与え、タイ国への忠誠心をもたせること
- ③ 山地民に自分自身や共同体の改善を自ら行いうる能力を与えること
- ④ 山地民に芥子の栽培をやめさせること
- ⑤ 山地民に恒久的な農業や他の職業について教えること
- ⑥ 山地民に移住をやめさせ、居住地への愛着をもたせ、国境問題に関する国家の耳となり目となるべく指導すること

が掲げられた [Khachatphai 1996: 142]。⁵⁾

続いて1989年からは国家安全保障会議が作成する5カ年計画マスタープランが山地民政策への綱領となる。これは、法が定める行政規則に山地集落をしたがわせるべく、①適切な場所に居住地を定めさせる、②法の定める行政規則を適用する、③(山地民の)戸口調査、カテゴリー別分類、および行政への登録作業を加速させる、④タイ国家への親近感をもたせ、行政規則への理解を増進させることを目標とし、第3次5カ年計画が終了する2006年まで継続的に実施されている [ibid.: 145]。このマスタープランでは、共産主義対策に代わり、人口調査や集

5) この政策は1982年にプレム政権下で微修正が行われたが、政策の趣旨そのものは大きく変わっていない [Wanat 1989: 19-27; Khachatphai 1996: 144-145]。

落の適法性など、内務行政の貫徹がより重要な課題となっている。⁶⁾ これは1980年代の国内冷戦の終結に伴い、国家にとっての山地民への関心が、イデオロギー問題から住民管理の問題に移っていったこと、および、山地での内務行政の遅滞を、内戦を理由に正当化できなくなったことなどを反映しているといえる。⁷⁾ これと相前後して山地での本格的な人口調査が開始される。1984年4月の閣議決定を受け、1985年から1988年にかけて、国家統計局、国家学術委員会、警察局、地方行政局、公共福祉局の合同により初めての正式な高地住民調査が実施されている [Thailand, Krom Phattana Sangkhom lae Sawatdikan 2002: 1]。冷戦の終結を受けてようやく、本来ごく当たり前の地方行政の初歩に着手できるようになったわけである。

2. 国籍なき同化

ここで話を統合政策に戻すと、そのなかでは山地民を「独立自助の第一級のタイ市民」にすることがうたわれていた。では山地民はどうすればそうした存在になれるのだろうか。

この統合政策は、上記のように山地民の平地主流派社会への参加を促すことを強調するものであったため、内外の識者から、それが事実上の同化政策であるという批判を招いたようである。これらの批判に対しては、前述のワナットが反論を行っている。彼によれば、タイ政府は過去も現在も、山地民に対する強制的同化政策を行っていない。現に山地民の音楽や民族衣装の継承を政府は奨励さえしており、これを同化政策と呼ぶのは不当である。また一部近隣諸国のように少数民族代表を国政レベルに参加させていないという指摘に対しては、そうした制度こそ西洋植民地主義者が分割統治のために持ち込んだ国家分断のモザイク制度にほかならないと一蹴している [Wanat 1978b]。

それに代わり「より望ましい制度」として彼が推進するのが、多数派民族との長期の相互接触による「自然な同化」である。ここで彼は、そもそもタイ人であることとは純粋な血統では

6) たとえば最後の第3次5カ年計画(2002-06)で継続して改善すべきとされた問題には、次のようなものが列挙されている [Thailand, Kong Khwammankhong dan Setthakit and Samnak-ngan Sapha Khwammankhong haeng Chat 2002: 7-9]。すなわち①合法的な居住資格を得た者も、国家行政への理解が足りずまた集落が遠隔地に位置するため、出生、死亡、転居などの登記が規定通りに行われず住民の把握ができないこと、②高地の4,192集落のうち2,387集落において、水源林に位置する等の理由で正式な行政村の設置が行われていないこと、③タイ国が隣国に比べ相対的に豊かであることや、隣国が政情不安の問題を抱えていることのために、タイ国領内高地に居住する者の流入が続いており、特に社会面で悪影響を及ぼしていること、④1985-88年の調査による限り、高地における人口増加率は2007年には2.8%に達する見込みであり、将来的に土地不足等の問題を引き起こすおそれがあることである。一見してわかるように、行政による住民管理の問題が関心のほとんどすべてを占めている。

7) 1980年代の初頭までは、共産ゲリラの支配地のみならず、山地における反共武装勢力の支配地も防共戦上の配慮から内務行政の対象からはずされていた。共産ゲリラ問題は1984年の政府による内戦終結宣言をもって解消し、反共武装勢力も1982年から1986年にかけて相次いで追放や武装解除が行われ内務行政への編入が行われている。この時点でようやく山地での内務行政の実質化が真剣に論じられ始めたと見てよい [片岡 2004]。

なく主観の次元に属するとの論を掲げ、現に平地タイ人の多くが非タイ系の祖先をもつことを例に挙げて、山地民出自の住民が主観レベルでタイ人に同化することは可能であり、かつまた自然であるとの主張を展開する [Wanat 1978a: 1-2]。そのための条件としてワナットは、タイ文字以外の民族語文字による教育も、民族語の書き言葉の考案も支援すべきでないとする。その理由は、それらが山地民がタイ市民となることの妨げになり、無用な民族間対立を助長するからである [ibid.: 4]。

ここで焦点となるのが国籍問題である。山地民の法的身分は大きく分けて①タイ国籍保持者(国民携帯票を発行された者)、②通称青色票ないし山地民票と呼ばれる身分証を発行された無国籍者、③何の身分証ももたない無国籍者、の三つに分類されてきた。⁸⁾ このうち①と③については明快である。①は法的には他のタイ国民と同様の権利義務を有する者であり、③は政府による戸口調査で把握されてこなかった人々であるから、新規の不法入国者も含まれている。問題は両者の中間に位置する②である。この青色票というのは、国籍問題については当面棚上げした上で、暫定的にタイ国内での居住を認めるというものである。このなかには、タイ国籍を付与される資格をもっているにもかかわらずその証明手続きが完了していない者と、合法的な居住を認められた不法入国者との双方が含まれている。

こうした複雑な状況をもたらしているのは、政府による山地での戸口調査の立ち遅れと、隣国からの絶えざる人口流入である。従来の国籍法の規定にしたがえば、両親のいずれもがタイ国籍者でない場合、タイ国内で生まれてもその子供は外国人である。したがって、父祖の代からタイ国で暮らしてきた山地民もまた、自分の親が山間僻地にあつて政府の戸口調査が及ばなかった場合はタイ国生まれであっても無国籍者になってしまう。

この不条理は、特に代々タイ国で暮らしてきた人々に関して深刻であるが、厳密にはタイ国籍を付与されるべき資格をもたない人々にも便乗の機会を与える。そしてこの両者を客観的に区別することは不可能に近い。なぜなら移民第一世代の人々もまた、将来的な国籍取得への便宜から、しばしば政府の調査に対して「タイ国生まれ」と申告しているためである。⁹⁾ また現在の山地では古来からの住民と新規移住者とが混在しており、村や民族の名前だけでは誰が新住民で誰が旧住民か判別できない。山地民全体の中で国籍取得者がどのぐらいいたのかを算出するのは、登録漏れの人々を分母に想定しなければならないために容易ではない。ひとつの目安として政府の把握している数字を挙げると、1999年時点で87万3,713人の山地人口

8) ここでは煩を避けるために最も典型的な3類型のみに言及したが、実際には山地の身分証カテゴリーはもう少し複雑である。その最新情報については玉田 [2012] が詳しい。

9) たとえば筆者の調査村では、住民のすべてが1973年以降にタイ国に入学した者によって構成されていたが、政府の戸口調査に際して「ミャンマー生まれ」であるという事実を申告した者は5名のみであった。後に彼らは国籍取得のために多額の賄賂をもって「記載ミス」の「訂正」を迫られることになる。

のうち49万6,263人がタイ国籍者、残る37万7,450人が無国籍者となっていた [Thailand, Kong Khwammankhong dan Setthakit and Samnak-ngan Sapha Khwammankhong haeng Chat 2002: 5]。

この事実を頭に入れると、政府が1970–80年代に想定していた市民というのは、実のところは市民権なき市民という不思議な存在であったことに気づく。多数派民族への同化や国家への忠誠は求められるが、国民としての権利は与えられないという人たちである。こうした前提のもとで展開される政府の山地民政策は、一部の識者からは「タイ版アパルトヘイト」としても非難されてきた [Chao Nawk and Thai Doi 1999]。

3. 森の人種化とタイ人の境界

山地民がタイ国家や多数派住民から「内なる他者」として扱われてしまう論理について、ヴァンダーギーストはそれを森の「人種化 racialization」と要約している。これは、山地と平地との二分法的な関係がエスニシティの問題に重ねられることで、森林問題が民族問題になってしまっていることを意味する。平地がタイ人の領域で山地や森が異民族の領域だから、山地民は森に住むがゆえに「タイ人性 Thainess」の外にある、ということになるわけである [Vandergeest 2003]。

タイ社会において、森が他者像の象徴となるというのは、決して近年の「山地民問題」のみに限ったことではない。伝統的なタイ系盆地国家においては、森はそうした盆地国家が体现する秩序ある仏教文明に対立する空間として描かれ、馴化すべき無秩序な精霊の力が充満する世界として認識されてきた [Rhum 1987]。そして冷戦期には森は共産ゲリラの巣窟と見なされ、そうした森のアナロジーが共産主義者の他者化に貢献してきた [Stott 1991]。共産主義者と山地民とがともにタイ国内にあって「タイ人性」を脅かす「内なる他者」として見出されてきたのは決して偶然ではない [トンチャイ 2003]。

チューサクはこうしたタイ社会における森林観（森＝他者＝「非タイ分子」）をめぐる議論を、ヴァンダーギーストの森の「人種化」論に接続することで、現在の山地民をめぐる困難な状況を説明している。ナーン県の彼のフィールドでは、平地のタイ・ルー、山裾のラオ・プアン（以上二者はタイ語系の民族）、山地のカム（モン・クメール語系山地民）が高度差に沿って共存してきたが、近年では国民統合と森の「人種化」の圧力が強まることで、この民族間関係に亀裂が生じ始めているという。それは、「ほぼタイ人になっている」タイ・ルー、「タイ人になる途上にある」ラオ・プアン、「タイ人になりえない」カムとの亀裂である。「森＝焼畑＝山地民＝非タイ人」という「人種化」が強化されたことで、かえって山地民のタイ社会への収容が困難になり始めているというわけである [Chusak 2008]。

III 山地民政策の終焉

1. 山地民カテゴリーの段階的消滅と「民族集団」の誕生

政府の山地民政策に見られる近年の特徴は、山地民政策への関心そのものが2000年代を迎え目に見えて減退し始めている点である。従来の山地民政策を支えてきた特殊冷戦的な前提が取り除かれ、「1990年代に国際的な山地開発プロジェクトのほとんどが去り、国家統合政策の実施がある程度達成されるにおよんで、『山地民問題』は単なる弱者の問題へと還元されていった」[Kwanchewan 2006: 381]。

それ以後の政府の姿勢は、山地民政策からの段階的撤退といってよい。その最大の契機となったのが2002年の省庁再編である。公共福祉局は社会的弱者全般を取り扱う新設省庁である社会開発・人間の安全保障省に移管され、それに伴い同局傘下の県山地民開発福祉センターは県社会開発センターに改組され、山地民研究所は廃止されている。これらはいずれも山地民政策の立案と実施の中核を担ってきた組織であり、¹⁰⁾ その改組と廃止は山地民に特化した行政部局の消滅を意味する。またこれとあわせ、1985-88年の人口調査以降、公共福祉局によって発行されていた『高地集落要覧』も2002年版をもって発行が打ち切られている。山地における集落単位の民族別人口資料の作成自体が2002年以降は行われなくなったわけである。そのほか、1989年以来、山地民政策の指針となってきた国家安全保障会議事務局の5カ年計画（上述）についても、2002年から2006年の第3次5カ年計画をもって終了している。

2002年の省庁再編以後に山地民政策を引き継いだのが、社会開発・人間の安全保障省内の民族集団活動事務所（サムナック・キッチャカーン・クルム・チャーティパン）である。ただしこの表現は必ずしも正確ではない。なぜなら、同事務所は山地民のみをターゲットとしているわけではないからである。現在の国家行政では、従来の山地民に代えて「民族集団（クルム・チャーティパン）」¹¹⁾ という語が主に使用され、そこには山地民のみならず、福祉政策が必要な少数民族全般が含まれている。

ところで、いくつかの特定の民族だけを取りあげて「民族集団」と呼ぶのは、よく考えると少々奇妙である。これではタイ国内に民族とそれ以外の人々がいるかのようである。「民族集団」を構成する人々というのは、山地民以外にも海上民（チャオレー）やタイ系少数派集団、平地モン・クメール系諸民族などを含んでいる。その外縁は必ずしも一定しないが、おおむね毎年の先住民フェスティバル（後述IV章参照）に代表団を送る（旅費等は民族集団活動事務

10) 県山地民開発福祉センターは1963年より順次設置され [Khachatphai 1983: 85]、山地民研究所は1965年に発足している [Kwanchewan 2006]。

11) 行政カテゴリーとしての民族集団というのは、一見してわかるようにその一般的用法とはかなり異なっている。そのため以後は「民族集団」と表記することにする。

所から支出される) 諸民族が、現時点で国家が認知する「民族集団」だと考えてよいであろう。ともあれ、政策カテゴリーとしての山地民は、「民族集団」という不思議な名前のカテゴリーの中に発展的に解消したことになる。

2. 国籍問題の解決に向けた措置

政府による山地民政策からの段階的撤退と歩調を合わせるように、山地民の国籍問題についても2000年代以降に入ると一定の解決が模索されるようになっていく。その契機となったのが、1999年4月の国籍要求デモである。北部タイ共同体林会議 *Assembly of Community Forestry in Northern Thailand*、タイ国山地民会議 *Assembly of Hilltribe People of Thailand*、貧民のための研究者会議 *Assembly of Academics for the Poor*、北部農民ネットワーク *Northern Farmers Network* などのNGOや市民団体から支援を受けた山地民たちが、土地権と国籍を要求してチェンマイ市庁前で座り込みを行ったという事件がそれである。¹²⁾ このデモは最終的には警察の包囲下で強制的に解散させられるが、農業省からは山地民が当面現在の居住地にとどまることを認めるという約束を、また内務省からは山地民への国籍付与の検討に着手するという約束を引き出した点では一定の成果をおさめたといえる。¹³⁾

まず2000年8月の閣議では、山地民をタイ国への入国時期に応じて以下の三つに分類することとなった。すなわち、

- ① 在来山地民 (チャオカオ・ダンドゥーム) : 1912年4月10日から1972年12月13日までのあいだにタイ国で生まれ、それを証明できる者 (とその子供)
- ② 移住山地民 (チャオカオ・オッパヨップ) : 1985年10月3日以前の入国を証明できる者
- ③ 不法移民 (コン・ターンダーオ) : 1985年10月3日以降の入国者

である。このうち在来山地民は当然ながら国籍付与の対象となるが、この閣議では、不法入国の疑いが強い移住山地民についても、過去にさかのぼって合法的移住者と見なしその子にはタイ国籍を与えるという判断を下している [綾部 2008: 70, 85–86]。3番目の不法移民 (ターンダーオ) については、1年間のみタイ国での居住が認められた [玉田 2006: 201]。

さらに2001年8月の閣議において、青色票所持者に対し1年間の猶予を与えて国籍の証明を求め、期間内に証明を完了できない場合は強制送還の対象とすることが決定された [Thailand, Kong Khwammankhong dan Setthakit and Samnak-ngan Sapha Khwammankhong haeng Chat 2002: 5]。この決定が文字通りに実施されていれば、山地民の国籍問題は完全に解消されたはずで

12) この事件については当該時期の現地新聞で連日のように報道されている。ここでは *Bangkok Post*, May 16, 1999 (p.3. “Tribespeople rally against govt”) を参照した。

13) *Bangkok Post*, May 20, 1999 (p.2. “Hilltribe protesters will disperse today”)。デモの強制的解散に至る過程については、同紙のコラム [Supara 1999] が詳しい。

ある。暫定的範疇としての青色票カテゴリーが消滅し、山地民はタイ国籍者と不法入国者として二分されて後者はタイ国から退去させられるからである。ただし政府によるこの種の試みは、実をいうと1970年代から幾度も繰り返されており、その都度かけ声倒れに終わっている。部分的な国籍付与と見せしめの強制送還が散発的に実施され、問題の根本的な解決にはいたらぬまま山地への流入人口が増加し、再び泥縄式の対応が繰り返されるという展開である。¹⁴⁾

2000-01年の閣議決定も、そうした一連の展開の再演という色合いが強い。実際2002年に大規模な送還が実施されたという報告はなく、しかも2002年以降も隣国からの山地民人口の流入が止まったわけではない。はたして2005年には、国家安全保障会議が提案し同年1月12日の閣議決定で採択された文書「個人の法的地位と権利の問題に対処するための戦略」において、次のような新たな基準が定められている [“Yutthasat Kanchatkan Panha Sathana lae Sitthi khong Bukkhon” 2005]。

- ① タイ国内で住民登録を行い、タイ国に最低でも10年間以上継続して居住し、タイ社会に同化して、なおかつ出身国に帰国不可能であるか、あるいは出身国に依存する余地の存在しない者については、タイ国に入国した外国人（ターンダーオ）の身分を与える。
- ② タイ国内で生まれた、上記カテゴリーに属する外国人（ターンダーオ）に対しては国籍を付与する。

要するに、1995年以前の不法入国者に対しては過去にさかのぼって合法入国外国人と見なし、その子供にはタイ国籍を付与するというわけであるから、2001年の閣議決定で定められた条件（1985年以前の入国と2002年までの国籍証明）は事実上反故にされ、入国期限がうやむやのうちにひきのばされてしまっていることになる。

2008年の国籍法改正はこの方向に沿ったものであり、この新国籍法では、外国籍者の帰化条

14) 一例をあげると、1987年9月にチェンライ県メーチャン郡周辺において、主にリスとアカからなる山地民約2,000人（13カ村）に対するミャンマー領への強制送還が実施されている。当時の国家安全保障会議副議長であったカチャップパイによれば、強制送還の対象となった人々は、政府側の見解によれば「不法移民」であって、公共福祉局の政策の恩恵を受ける資格はないのであり、政府としては他県においても同様の政策を実施する予定であるという。この事件を報じた『バンコクポスト』紙は、山地民支援活動家の言を引用しつつ、タイ政府は従来、1976年3月9日以降の不法入国者は入国管理法の対象となる（つまり強制送還する）と宣言してきたにもかかわらず、こうした大規模な送還措置はこれが初めてのことでありとつけ加えている。*Bangkok Post*, September 26, 1987 (pp. 1-2. “Govt pushes out illegal Burmese immigrants”) を参照。この記事からは、1976年に山地民の入国の最終期限が定められたにもかかわらず、それにしががった強制送還は10年間実施されてこなかったことがわかる。この1987年の強制措置も見せしめという側面が強く、政府の強い警告にもかかわらず、それ以後も大規模送還はほとんど問題化していない。なおこの事件についてはKammerer [1987: 92-94] も参照されたい。

件、および非合法入国者の二世に対する国籍付与条件が大幅に緩和されたことが特徴である。特に山地民と関連するのは改正第7条であり、そこではタイ国生まれの非タイ国籍者に対していかなる身分をいかなる条件で付与するかは内務省令の規定に委ねるとされている。つまり不法入国山地民であっても、その二世代には内務省内の裁量で国籍を付与できると法律に明記されたわけである。

この法改正によって、約10年にわたる山地民の国籍論争は峠を越えたということができるが、隣国からの人口流入に歯止めがかからない状況では、身分証をもたない不法入国者人口が山地で増加するにつれ、いずれ同種の問題が蒸し返される可能性が高い。

以上の経緯を見る限り、山地においてはタイ人（タイ国民）と外国人（ターンダーオ）との線引きがきわめて恣意的かつ頻繁に変更されてきた結果として、この線引き自体がひどく曖昧で矛盾に満ちたものになってしまっていることがわかる。タイ国籍者についてはタイ国生まれの者と元不法入国外国人が含まれ、非タイ国籍者についてもタイ国生まれの者と不法入国外国人が含まれ、しかもこれらの雑多なカテゴリーに属する人々が隣接して生活している、というのが、タイ山地社会の現実である。

IV 先住民としての山地民

1. 先住民運動

政府の山地民政策からの段階的撤退とともに、行政の場における山地民は、「民族集団」という新奇なカテゴリーのなかに発展的に吸収されつつある。その一方、山地民団体の側では1990年代以降に自らを先住民として位置づけようという運動が高まりを見せている。

あらかじめ断っておくと、タイ政府は現在に至るまで公式には先住民という語を用いていない。つまり国家行政の場では、先住民というのはそもそも存在しないカテゴリーである。またすぐあとでふれるように、先住民団体の主張の一部には非現実的なものも含まれている。にもかかわらずここで先住民運動を取りあげるのは、山地民の声を中央に反映させる上で大きな役割を果たす国内外の主要NGOが近年相次いでこの語を用い始めていること、および、政府側の民族集団活動事務所が先住民団体NIPT（後述）を少数民族政策における対話の受け皿としていることなどが理由である。先住民運動の主張を中核的に担う人々というのは、山地民の中においてすらごく一部にすぎないのが現実であるが、現在の国家と山地民との交渉の場においては、この一部の声が増幅されやすい状況にある。

タイ山地民活動家たちの先住民意識の覚醒は、1993年が世界先住民年となり、同年には国連先住民権利宣言の草案が作成され、さらに2007年には同宣言が国連本会議で採択されるなどの、国際社会における先住民運動と連動している側面が強い。タイ国内においても、1993年前

後から先住民と題したセミナーが頻繁にチェンマイで開催されるようになる。¹⁵⁾

2004年にやはりチェンマイで開催された先住民フォーラムでは、中国、ベトナム、ラオスの先住民代表とあわせ、タイ国内ではミエン、モン、カレン、ラフ、アカ、ルア、リスの各民族から代表者が送られている [Salas 2005]。IWGIA (International Work Group for Indigenous Affairs) や AIPP (Asia Indigenous Peoples Pact) など、先住民運動を支援する大手国際 NGO も、現在は東南アジアでの活動拠点をチェンマイに置いており、いまや「チェンマイは、東南アジア大陸部のみならず、アジア全域における先住民運動の一大拠点となりつつある」 [綾部 2008: 71]。

2007年には国連本会議における先住民権利宣言の採択を受け、タイ国先住民ネットワーク (クルアカーイ・チョンパオ・プーンムアン / Network of Indigenous Peoples in Thailand: NIPT) が設立されている。¹⁶⁾ NIPT は、2007年以來政府の民族集団活動事務所との共同により、世界先住民の日 (8月9日) を祝うべく毎年8月に先住民フェスティバル (マハカム・チョンパオ・プーンムアン) を実施している (後述)。この NIPT が現在目標としているのが、先住民という語の使用をタイ国家に認めさせることであり、そのために実現すべき公的制度として重視されているのが、先住民議会の設立である。これは2010年の先住民フェスティバルにおいてその目標が公式に掲げられ、現在に至るまで NIPT において法案の準備が行われている [NIPT 2012b]。

ところで、隣国からの新規人口流入が問題視され続けているタイ山地民を先住民と称することには、少々無理があるように思われるかもしれない。しかし実のところ、先住民に相当する英語の *indigenous people* という語の「もともとの意味の広がり」に相対的な時間の『後先』という要素は入っていない [内堀 2009: 83]。¹⁷⁾ 北米や豪州など、入植者と先住者との時間的前後関係が明確な文脈で提起された先住民問題が、それ以外のアジア・アフリカ諸国に拡散していく過程で、国家や主流派民族による歴史的な抑圧や固有の生活様式の維持の問題により重きを置くかたちで概念が拡張されているためである [窪田 2009]。現在の国連先住民権利宣言においても、時間的前後関係よりは抑圧の有無と自己申告を重視し、先住民とは誰かについての一般的定義をあえて回避している。

15) たとえばカムプは、1988年にチェンマイで開催された先住民フォーラム、および1995年に同じくチェンマイで開催された先住民カンファレンスにおいて、先住民の定義をめぐる問題が討議され、タイ山地民を東南アジアの主要な先住民として打ち出す議論がなされてきたことを指摘している [Kampe 1997]。

16) 当初の加盟団体は、カレン、カム、カチン、チョーン、ダーラーアン (パロン)、タイ・クーン、タイ・ソン・ダム、タイ・ユアン、タイ・ヨーン、タイ・ルー、タイ・ヤイ、モン、ムビス、ムラブリ、モーケン、モークレン、モーン、ミエン (ヤオ)、ニャックル、ラフ、リス、ルア (ラワ)、アカ、ウラクラウオーイの24民族の団体である [NIPT 2012a]。

17) 先住民 *indigenous people* に対応するタイ語はチョン (パオ)・プーンムアンである。これは強いて直訳すれば土着の人々という意味である。

こうした先住民についての定義の変更が、結果的にタイ山地民が先住民運動に呼応することを可能にしたといえる。たとえば1990年代以来タイ山地民の先住民運動を理論面で支えているカムプは、次のような新たな先住民の定義を提唱する。すなわち先住民とは、①共通の遺産、言語、文化を有し、②一般的にいてその土地に固有の存在であり（ただしこれは必須ではない）、③少なくとも自らが居住し自分たちの領土と認識する場所をもち、④支配的な国民国家に部分的にしか統合されておらず、⑤往々にして差別され、国家の支配的住民に対して不利な立場に置かれており、⑥固有のアイデンティティと自決権への希求を共有する人々である [Kampe 1997: 4]。つまり条件②を必須としないのであれば、タイ山地民は残りの5つの条件に照らして十分先住民を名乗る資格をもっているということになるわけである。

IWGIA と AIPP が 2011 年にチェンマイで共同発行したパンフレットには、タイ国を含む ASEAN 各国の先住民に関し次のように述べられている [IWGIA and AIPP 2011]。

彼らが自らを先住民と呼ぶとき、彼らは必ずしも自分たちだけがその国の土着民だと主張しているわけではない。多くの場合、先住民は実際に自分たちが住む土地の「原住民 aboriginal」であり「土着民 native」である。しかし数世紀にわたり、彼らは経済的にも政治的にも有力であり、前世紀以来勃興してきた近代国民国家で経済的政治的権力をもつ他の民族とも手をたずさえて生活してきた。

ここでもやはり、他の民族に先だつてある国に居住していたことを排他的に証明できる人のみを先住民と呼ぶという理解が明確に斥けられている。

次に、NIPT による先住民の定義と説明を紹介しておこう [NIPT 2012a]。

先住民とは、独自のアイデンティティと文化を有する民族であり、小規模の人口を擁し、自然と密着・調和した生活様式を維持し、生産様式、居住地の選択、生業のための自然資源の使用を重視し、緊密な社会構造をもち、それが練り上げられて民族独自の生活をなしている。国家の統合政策や同化政策にはじまり、さらにはグローバル化や世界資本主義経済の波に至るまでが、先住民自身や彼らの文化的アイデンティティを失わせつつある。

ここではもはや、あたかも時間的前後関係についての争点をはじめから存在すらしていないかのような説明になっている。タイ国への入国時期とは一切無関係に、自然との密着や独自の生活様式、国家による周縁化などの条件を満たすものはみな主観的に先住民たりうる、というのが NIPT の立場である。

以上のように 1990 年代以来、タイ国の先住民運動は、国際社会の動向と歩調を合わせなが

ら着実に発展を遂げてきたといえる。しかし山地民が、自己申告による基準の強調と時間的前後関係の捨象によってそうした先住民としての名乗りを今後強めていく場合、論理的にはおそらく次の二つの問題が考えられる。

まず第一に、先住民を自己申告ベースで定義するとなると、当然ながらどこまでが先住民に含まれるかの線引きが著しく曖昧なものになる。誰もが先住民を名乗るならば、先住民という言葉自体が意味を失うことすら極論としては想定可能である。¹⁸⁾

第二に、時間的前後関係を捨象して先住民を定義した場合、いったいどの範囲までの移民を先住民と見なすのかという問題が生ずる。¹⁹⁾ その極端なケースとしては、外国出身移民一世は先住民を名乗りうるのか、またその場合その人はどこの国の先住民なのか、という問題が考えられる。これらは一見すると単なる揚げ足取りのような設問であるが、実はこうした極端な想定が現実のものになってしまっているのが、ほかならぬタイ国の山地なのである。

2. 先住民か民族集団か

まずは第一の問題について考えてみよう。自己申告ベースで先住民を規定しようとするとその外縁そのものが曖昧になり、結果的に誰もが先住民ということになってしまう。このことを端的に示しているのが上述のタイ国先住民フェスティバルの事例である。

2011年のフェスティバルを例に挙げると、²⁰⁾ 先住民代表としては、カレン、クイ、カム、カチン、チョーン、ニヤックル、タイ・ヤー、タイ・クーン、タイ・ソン・ダム、タイ・ルー、タイ・ユアン、タイ・ヨーン、ムビス、ダーラーアーン、タイ・ヤイ、モン、ムラブリ、モーン、モーケーン、リス、ラフ、ルア、アカ、ラオ・カー、ラオ・カン、ラオ・ゲーオ、ラオ・プアン、ラオ・ウィアン、セーク、ソー、ウラックラウオーイ、マニ、プラーン、ミエン、プータイ、ティンの36民族のネットワークが参加者を派遣している。かつての山地民行政が山地民として把握していたのはこのうちカレン、モン、ラフ、リス、アカ、ヤオ（ミエン）、ルア、カム、ティン、ムラブリの10民族のみであるから、先住民を名乗る範囲が従来の山地民の枠をはるかに越えて広がっていることがわかる。

翌2012年のフェスティバル（8月2-4日）の開催にあたっては、さらにいくつかの大きな変更が加えられている。それはたとえば、①越僑（ベトナム人団体）の参加を新たに認めてい

18) 実際に20世紀後半の脱植民地化の過程でアジア・アフリカ諸国は、すべての国民が先住民であり、したがって先住民問題は存在しないという立場をとっていた[清水2008]。

19) この点に関し馬場は1994年の論文で、現在山地民と呼ばれる人々の中にはタイ系民族主体の国家から見て先住被征服民と後世の移民の双方が含まれていることを指摘し、山地民をひとからげに先住民と称することの論理的な問題点を考察している。

20) 2011年フェスティバルに関する説明は、パンフレット“Suchibat Ngan Mahakam Chonphao Phunmuang haeng Prathet Thai Pracham Pi 2554”による。

ること、²¹⁾ ②会場が前年までのチェンマイからバンコク（厳密にはバンコク近郊）のイベント会場へと変更されたこと、③名称が「タイ国先住民フェスティバル」から「タイ国民族集団・先住民フェスティバル」に変更されたこと、④フェスティバルの公式の趣旨が、従来の世界先住民の日（8月9日）の祝賀から王妃誕生日（8月12日）の奉祝へと変更されたこと、などである。

①の越僑招聘というのは、先住民イベントとしての同フェスティバルの性格を非常に微妙なものとする。明らかに後世の移民である越僑がタイ国の先住民であるならばおよそタイ国に先住民でない人などいない、ということにもなりかねない。²²⁾

②はバンコク近郊の巨大イベント会場 IMPACT の一会場を政府が借りきって行うというもので、その点からいうと政府による認知度の格上げとすることができる。このことが、以下にみるように政府の主導性の強化とイベント内容の微修正を伴っている。

③は単なる語句の追加にすぎないように見えるが、政府と先住民団体との根本的な考え方の相違を反映している。そもそも、各民族集団の一律平等を演出することと、特定の民族集団を先住民として認めることとは似て非なるものであり、両者は論理的には両立しがたい。いうまでもなく前者が国家（民族集団活動事務所）の立場であり、後者がNIPTの立場である。政府の側からみればこれは単なる「民族集団」の横並びイベント以外のなにものでもないのだが、NIPTはそれを先住民の権利を要求するデモンストレーションの場と考えている、というすれ違いである。

④について補足すると、たとえば2011年フェスティバルのパンフレットでは、その開催趣旨として世界先住民の日にのみ言及し王妃誕生日にはふれられていない。それに対し2012年のフェスティバルでは、その公式テーマが「御稜威の傘の下で（タイ・ロム・プラ・バーラミー）」とされ、タイ国内の各民族が横並びで王室への忠誠によって団結することでタイ国の一体性が保たれうる、という主張が前景化されている。²³⁾

-
- 21) このフェスティバルでは、東北部ラオス国境のムクダハーン県などから越僑代表が参加している。ベトナムからタイ国への移民は、早くはバンコク王朝初期（18世紀末）から行われており、その後、第二次大戦後のベトナム独立運動の過程で仏領インドシナ（当時）を追われた人々が、東北タイのラオス国境各県に入植している [Khachatphai 1983: 132-133]。この新規移住者の子供たちにはタイ国籍が与えられていたが、冷戦の激化に伴い、彼らのベトナム共産主義勢力との通謀を疑ったタイ政府が、1972年の革命団布告337号をもって彼らの国籍を剥奪したため、その後は無国籍者となっていた。この問題は、1992年の国籍法改正により、ベトナム移民二世以降のタイ国籍が順次回復されることで解決に向かっている [岸本 2001]。在タイ越僑の移住史については Thanyathip and Trinh [2005] も参照。
- 22) 実はこれには伏線があり、フェスティバル初日の一大イベントのひとつが、タイ政府の民族集団活動事務所とベトナムの民族委員会とのMOU締結式であった。これはタイ側の民族集団事務所長の説明によれば、ベトナムから少数民族政策のノウハウを学ぶためであるという。協定の相手国が、多民族国家を標榜しつつも先住民の存在を認めないベトナムであったこと自体が、政府の思惑のありかを端的に示しているが、この調印式の壇上に招かれたのがほかならぬ越僑代表であり、その限りでは彼らの存在は政府のイベントに花を添える上で必要不可欠であった。
- 23) おそらくそのためもあるのだろうが、NIPTの側は、このフェスティバルの後で独自に8月9日に世界先住民の日の祝賀会をチェンマイで行っている。

以上の変更点から見えてくるのは、政府と先住民運動団体との協調がかなり微妙な同床異夢の上に成り立っていることである。政府の側はこのイベントを、国内諸民族が王室への忠誠を表明する機会と見なしている。2012年フェスティバルにおいては、初日にミエン（ヤオ）の司祭による国王・王妃の長寿を祈念する儀式が壇上で行われ、また最終日の閉会式は、各民族代表が壇上で順番に自らの言語で「国王陛下万歳」を表明することをもって終了している。その一方、会場内に設けられた小会議室では、言語維持の問題、少数民族女性への差別問題、先住民議会設置の必要性、少数派文化の尊重の問題など、運動団体主催による小セミナーが開催されている。この小セミナーは総じていえば、いずれも運動団体の立場から現在の国家の施策を問題視する内容のものであり、その席上ではタイ国家の人権状況を糾弾する国連向けシャドウ・レポート [Cross Cultural Foundation 2012] も配布されている。このようにメイン会場の壇上では少数民族による王室賛美が、それに隣接するセミナー会場では国家の断罪が同時並行的に開催されていたのが特徴である。

フェスティバルへの参加民族に話題を戻すと、この民族構成そのものが自己申告ベースでの先住民概念がもたらした境界線の曖昧化を示している。越僑は特に極端な例としても、そのほかに従来は外国出身一時居留者と見られていたパロンヤ、タイ国北部の多数派集団であるタイ・ユアンなども代表を派遣している。パロンヤや越僑のような外国出身移民が先住民を称するのは少々ゆきすぎのようにも見えるが、しかし実をいうと、山地民の中にも、タイ国籍の付与が留保されている（いた）人が多く含まれており、その限りでは大部分が「後住」先住民なのである [cf. 綾部 2003]。移住の前後関係を見捨て山地民が先住民を名乗るのであれば、在タイ越僑もそうであるべきだという議論には、したがって反論することが難しい。また誰が先住民かが主観の問題ということになれば、山地民から見ても支配集団以外のなにものでもないタイ・ユアンが中央との関係においては周縁的であるという理由で先住民を名乗るとしても、それを客観的に否定するのは不可能である。そして越僑やタイ・ユアンが主観的に先住民であるならば、華僑華人系の団体や東北部の支配的集団であるラオ人が仮に同様の主張を展開したとしても、理論上は門前払いは困難だろう。

以上を簡単にいえば、政府とNIPTとの協調の中で、政府による関与の強化の結果として、「民族集団」か先住民かという上述の二律背反の命題に関し、前者への比重が増しているわけである。一方で先住民運動の側から見ても、自己申告を重視することによって先住民の範囲そのものが曖昧になり、結果的に政府が想定する「民族集団」の枠組と大差ないものになっている。両者の立場は理論上は両立し得ないが、先住民概念の無軌道な拡散の結果として、「民族集団」の範囲と先住民の範囲とが、事実の上では重なっていることが、両者の同床異夢的な協調を可能にしているといえる。

3. 無国籍先住民？

次に第二の問題である。移民もまた先住民を名乗りうるのであれば、ではいつまでの移民ならそうしてよいのか。この厄介な問題が極限的なかたちで示されているのがタイ山地民の事例である。

まず前述の国籍問題を先住民運動の側から見れば、山地における無国籍者の存在そのものが深刻な人権侵害である。たとえばカムプは、先住民についての新たな定義の提唱に続けてタイ先住民（山地民）の現状に言及し、（1997年時点で）住民の三分の一しかタイ国籍を与えられていないと政府を非難している [Kampe 1997: 23]。またサラウットは先住民の国際法上の権利について述べた2005年の著書において、タイ国の先住民としてモン（メオ）、ヤオ（ミエン）、リス（リソー）、ラフ（ムソー）、カレン（パカークヨー）、アカ（イコー）、カム、ティン、ルア、パロン、ムラブリ（ピートーンルアン）、チャオレー、²⁴⁾ サカイの13民族を列挙し、国際的基準にもとづく先住民の権利が侵害されている例として、彼らへの国籍付与が滞っている問題を指摘している [Sarawut 2005: 125–128]。2008年の国籍法改正が不法入国者二世のタイ国籍取得に道を開いたことはすでに述べたが、2012年の国連へのシャドウ・レポートは、依然として山地の先住民たちのあいだに29万6,000人の無国籍者が残されていると指摘している [Cross Cultural Foundation 2012]。

ここで問題になっている人々というのは、政府の捕捉からもれているというだけの理由で無権利状態を放置されているのであるから、この主張は一定の真実を含んでいる。しかしこれは、別の視角から見れば、国籍付与に際して不法入国者である可能性を留保しなければいけない人々が、先住民を称する人々の中に多数含まれているということでもある。

ここに見られるのは、時間軸をはずして先住民を定義し、その定義にしたがって山地民を先住民と見なし、そうである以上はタイ国の国籍を要求すべきという、ややねじれた論理である。なぜねじれているのかというと、時間軸をはずして先住民を論ずるのであれば、本来それは国籍付与云々とは別次元の話になるはずだからである（国籍を論じる上では移住時期、出生地、世代深度などの時間軸を必要とする）。これはいい方を変えると、先住民を名乗る人が国籍を要求する資格をもたない、という事態を想定しなければならないということでもある。ならば、先住民の中には無国籍先住民ともいべき人々が含まれているわけである。いずれの国に帰属すべきか明確ではないが、しかし先住民ではあるという人々がそれにあたる。では彼らはどこの国の先住民を称すべきなのか？

この矛盾は、ある意味では、国連での先住民権利宣言の採択に至る過程でみられた矛盾の集中的表現とみることもできる。1993年の宣言草案では、先住民に国家と対等の自決権を与える

24) 海上民。モーケーン、ウラクラウオーイなどを想定しているものと思われる。

べきだという理念が述べられていたが、国連本会議での正式採択（2007年）までの過程で加盟国からの巻き返しによって大幅な修正を余儀なくされ、最終的に採択された宣言文においては、先住民としての権利は既存国家の主権を侵害する要素を含まないものとされ、各国固有の事情に則して勘案されるべきという文言がつけ加えられている〔清水 2008〕。したがって東南アジア大陸部山地民が先住民を名乗る場合は、既存国家の国籍にしたがったカテゴリーのもとに、当該国家と交渉するということにならざるを得ない。

これを国家の側から見れば、新規移住者による理不尽な国籍要求となり、先住民運動の側から見れば、無国籍先住民がタイ国の先住民を名乗るという不自然な状態を是認するか、さもなくば無理を承知で国籍を要求するしかなくなる。つまり隣国からの移住者を含めてタイ山地民を一律に「タイ国の先住民」と認めるためには、山地民の側にとっては大きな論理矛盾を、それを受け止める国家の側にとっては大きな論理の飛躍を、どちらも無理やりに飛び越えねばならないのである。タイ山地民の先住民運動が示しているのは、こうした既存国民国家を単位に論じられる先住民問題が抱える論理矛盾にほかならない。

V 外国人労働者としての山地民

1. 山地民と「少数民族」

すでに見てきたように、山地民カテゴリーのなかにはタイ国籍を付与すべき条件を満たさず「ターンダーオ」と呼ばれる人々が存在し続けてきた。法律用語としてのターンダーオは非タイ国籍者一般をすべて含むものであるが、²⁵⁾ 一般的には不法入国者をさして用いられる。そのため近年では、不法入国外国人（すなわちターンダーオ）としての無国籍山地民と、外国人不法入国労働者（すなわちターンダーオ）との境界線が曖昧となり、両者の範疇が大幅に重なるようになってきている。

そうした重複部分のひとつが「少数民族」というカテゴリーである。公共福祉局によって発行されてきた『高地集落要覧』では、対象とされる住民を山地民、少数民族（チョンクルムノイ）、低地タイ人（コンタイ・プーンラーブ）の3カテゴリーに分類している。

山地民のほかに少数民族がいるというのは一見すると奇妙である。ではこの二つの語はどのように使い分けられているのか。²⁶⁾ まず同書での山地民は、次のように定義される。すなわち

25) 2008年改正外国人労働者法第5条によれば、「ターンダーオとはタイ国籍を所持しない一般の人間を指す」。つまり法的な定義からいえば、入国資格が合法か違法かを問わずすべての非タイ国籍者がターンダーオである。ターンダーオがあたかも不法入国労働者だけを指す語であるかのような誤解があるのであえて指摘しておく。

26) 「少数民族」という語の用法については Mukdawan [2011: 210-211] も参照されたい。

山地民とは、「タイ国の北部と西南部の高地ないし僻地に住む少数の民族集団で、平地タイ人とは異なる言語、価値観、信仰、文化習慣をもっている」[Thailand, Krom Phattana Sangkhom lae Sawatdikan 2002: 4] 人々である。

なお同書には、高地タイ人（チャオタイ・プーカオ）に関する内務省地方行政局中央登録事務所の規定も紹介されている。高地タイ人というのは山地民の言い換えであり、そこでの定義によれば、「王国内高地に居住し生活している、あるいは祖先が居住し生活していた在来の民族集団で、文化、習慣、信仰、言語および生活様式を独自のアイデンティティとして有している人々をさし、主要9民族すなわち①カリアンまたはパカークヨー（スゴー）、プローン（ポー）、トンスー（パオー）、バケー（バウエー）、②モンまたはメオ、③ミエンまたはヤオ、イウミエン、④アカまたはイコー、⑤ラフまたはムソー、⑥リスまたはリソー、⑦ルアまたはルオ、ラワー、ティン、マン、プライ、⑧カム、⑨ムラブリまたはコントーンルアン [ibid.: 5] である。

一方で少数民族（以下ではこの語の一般的用法との混同を避けるために「少数民族」と表記する）はどう定義されているかという点、それは次の通りである。「タイ国北部の高地に居住する、一時居住者としての性質をもつ少数の民族集団で、タイ国、ミャンマー連邦、ラオス人民民主共和国のあいだで移住を繰り返している人々であり、チンホー、タイ・ヤイ、パロンなどを含む」[ibid.]。

また同書では、山地民と「少数民族」それぞれの人口を、山地民についてはカレン、モン（メオ）、ミエン（ヤオ）、アカ（イコー）、ラフ（ムソー）、リス（リソー）、ルア、ティン、カム、ムラブリ（コントーンルアン）の計92万3,257人、「少数民族」をパロン、トンスー、タイ・ルー、チンホー、タイ・ヤイ、クメール人、中国人、ビルマ人、モーン、ラオ人、その他の計6万7,172人と見積もっている。

山地民と「少数民族」に関するこの区分は、一見すると非常に整合性が高い。山地民というのはタイ国の山地に古来より居住する人々で、「少数民族」というのは外国出身の一時居住者である。そしてこの両者は民族名称によって区分可能だという前提である。

しかし現実にはそう簡単ではない。まず第一に、山地民と「少数民族」との境界は実際には曖昧である。『高地集落要覧』から2002年時点での国籍付与状況を見てみると、高地人口120万3,149人に対しタイ国籍者が95万6,204人（79.5%）である。この数字は県ごとにばらつきがあり、たとえばチェンライ県の場合、高地人口22万1,196人に対しタイ国籍者は11万9,074人（53.8%）にすぎない [ibid.: 12]。タイ国籍者に含まれない人々とは、暫定的に政府に登録しているが国籍証明が完了していない人々のことであり、彼らが隣国から不法入国した一時居住者である可能性が依然として留保されている。つまり政府が把握している山地民のうち2割程度（チェンライ県に至っては約半数）は、「少数民族」と重なる可能性がある。

そうなってくると、山地民と「少数民族」の唯一の違いは民族籍だということになるが、タイ国には体系的な民族識別工作が存在しないため民族籍は自己申告によっている。いいかえれば民族名を詐称してでも、「少数民族」ではなく山地民カテゴリーに属する民族名を称しておいたほうが、国籍の獲得に有利というインセンティブが働く。そのため政府統計上の民族名称はしばしば現場の実態から乖離している。²⁷⁾

また、そもそも民族名称による区分自体が見かけほどには明確でない。たとえば上述のようにトンスー（パオー）は、山地民（カレンのサブグループ）にも「少数民族」の中にも含まれている。その他の好例はパロンやカチンである。このうち、パロンは『高地集落要覧』では「少数民族」のカテゴリーに含まれ、カチンは山地民としても「少数民族」としても登場しないが、しかしこの2民族は、先住民運動や山地民支援NGO等の文脈ではしばしば他の山地民と同様に扱われている。たとえば先述のサラウットはパロンを先住民のひとつとして取りあげ、またタイ国先住民フェスティバルにおいてはパロン（ダーラーアン）、カチンが他の山地民や先住民とともに代表を派遣している。タイ山地民の権利向上に取り組むNGOとして最大手のIMPECT（Inter-Mountain Peoples Education and Culture in Thailand）は、それが対象とする高地タイ人主要9民族としてモン、ミエン、カレン、リス、ラフ、アカ、カチン、ダーラーアン（パロン）、ルアを挙げている。²⁸⁾ タイ国内のカチンやパロンをタイ山地民とみなすか、ミャンマー出身の一時居住者（つまり「少数民族」）と見なすかについては見解が分かれているのが現状である。

2. 外国人労働者問題から見た山地民

山地民と「少数民族」という奇妙なカテゴリー区分をめぐる第二の問題は、「少数民族」と外国人不法入国労働者との違いが実は曖昧だという点である。

2010年の労働局統計によれば、タイ国内の労働許可外国人126万5,608人のうち不法入国者が95万7,409人いると見積もられている。ここでいう外国人労働者（一般にレーンガン・ターンダーオと呼ばれる）は、「(外国人労働法) 第13条労働者」と呼ばれ、CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）出身者（93万2,255人）と「少数民族」（2万5,154人）に区分される。

27) たとえばチンホーすなわち雲南省出身中国人には、国籍取得のためにラフなど既存山地民のカテゴリーを名乗る場合が多い [片岡 2004: 194-195]。

28) IMPECTのウェブサイト (http://www.impect.org/index.php?do=infordetail_view&id_view=1) 2011年11月28日閲覧時のデータ。これはIMPECTの設立経緯に関するページであるが、現在(2012年9月4日)はURLが変更され (<http://www.impect.org/index.php?do=aboutus&Id=1>) しかも工事中となっている。同ウェブサイト内のほかのページの更新状況から判断するに、おそらく「高地タイ人」という語を全面的に削除して先住民に置き換え、なおかつ山地民の民族別内訳に関する記載を変更しているのではないかと推察される。

この「少数民族」は、数こそ少ないが、その大部分（1万7,720人）が北部に偏っているのが特徴である [Thailand, Samnak Borihan Raeng-ngan Tangdao 2010]。

ここにまたしても「少数民族」という奇妙なカテゴリーが登場する。これはCLM以外の国から来たという意味ではあるまい。おそらくはミャンマー出身者である。これはミャンマーの少数民族地区の出身者で、なおかつ自身の国籍を証明し得ない者に対する暫定的なカテゴリーだと見なすべきだろう。

ということは、山地民統計における「少数民族」と、労働統計における「少数民族」は、出身背景その他において実はあまり変わらないのである。両者の唯一の違いは山地での戸口調査で捕捉したか労働許可登録で捕捉したかの違いにすぎない。

そもそも「第13条労働者」とは何か。2008年に改正された外国人労働法の第13条では、本来労働許可の対象でない者に対しても、内閣の裁量によって労働許可証を発行しようとしており、次のようにその対象を列挙している。

- ① 国外追放の対象となっており追放措置の実施前の者
- ② 入国法に違反して入国・居住しているが一時的な居住許可を与えられている者
- ③ 1972年の革命団布告337号²⁹⁾で国籍を剥奪された者
- ④ タイ国内で生まれたが1972年革命団布告337号により国籍を付与されなかった者
- ⑤ タイ国内で生まれたが国籍法に基づく国籍付与を受けなかった者

これは外国人労働者についてふれているようにも見えるが、特に第2項、第5項は無国籍山地民や「少数民族」にこそ該当することがわかる。タイ国内に居住する無国籍山地民や「少数民族」は、労働行政の視角から見れば、潜在的な「第13条労働者」である。

第三の問題は、今述べた点とも関連する。すなわち、近年の外国人労働者政策の進展の結果として、山地民と外国人労働者の違い自体が曖昧化しつつあるという点である。³⁰⁾

タイ国においては、不法に入国した単純労働者への労働許可が1992年より発行されている。2001年に成立したタクシン政権下で労働市場の開放がさらに進められ、外国人単純労働者の雇用に際し業種、地域の制限もまた撤廃されている [Supang *et al.* 2007]。不法入国者への労働許可証の発行というのは、要するに入国は違法だが就労は合法という状況を是認するということであり、竹口 [2011] はこうした条件にあてはまる人々を半合法労働者と呼んでいる。これに対し、2008年の改正外国人労働法は、半合法労働者に国籍証明を課すことを条件に過去の不法入国をさかのぼって合法化し、期限内に国籍証明ができない者に対しては強制送還の対象とすることを通じ、この半合法労働者という曖昧なカテゴリーの一掃を企図している。

29) これは従来ベトナム難民に付与されていたタイ国籍を剥奪するための規定であった。岸本 [2001] 参照。

30) 両者の判別が困難な点については玉田 [2006: 199-200] も参照されたい。

この決定が文字通りに実施されていけば、半合法労働者問題は完全に解消されたはずである。暫定的範疇としての半合法労働者カテゴリーが消滅し、完全合法労働者と不法入国者とに二分されて後者はタイ国から退去させられるからである。ただし、この国籍証明手続きは2010年を最終期限としたものの、2010年になってさらに2年間の延長がなされている〔竹口2011〕。

一見して明らかのように、これはかつての山地民政政策とまったく同じ展開である。確認すると、それは次のようなものであった。

- ① 不法入国により山地に居住する（と疑われる）人々に対して青色票を発行し暫定的に居住資格を認める（入国は違法だが居住は時限つき合法）
- ② 国籍証明手続きを経て順次国籍を付与。タイ国籍者と外国籍者の明確化
- ③ 国籍証明に最終期限を設け、それまでに完了できぬものは送還の対象に
- ④ 最終期限の泥縄式延長

それに対し、半合法労働者政策は次のような経過をたどる。

- ① 不法入国により就労する外国人に対して一時的な労働許可を発行（入国は違法だが居住は時限つき合法）
- ② 国籍証明手続きを経て順次就労を完全合法化。合法労働者と不法労働者の明確化
- ③ 国籍証明に最終期限を設け、それまでに完了できぬものは送還の対象に
- ④ 最終期限の泥縄式延長

不法入国労働者対策がかつての泥縄的な山地民政政策をそっくり踏襲しているというのは、ある意味で象徴的である。これは、政策カテゴリーの再編成の中で、非タイ国籍山地民と不法入国労働者の範囲が大幅に重なりつつあることの反映といえるだろう。

3. 誰が山地民で誰が外国人労働者で誰が難民なのか

では結局、非タイ国籍山地民と不法入国労働者はどこが違うのか？この問題の複雑さと曖昧さを知るには、次のように問うてみればわかる。もし仮に、ミャンマー山地の少数民族（しかもタイ側に同胞をもつ）が不法にタイ国に入国・滞在した場合どうなるか？

この問いへの答えは極めて明快であり、かつ恣意的である。すなわち、同じ人が山地農村に住めば山地民となり、平地や都市部に住んで賃労働に従事すれば不法入国労働者、ということになるはずだからである。

ならばミャンマーから不法入国した山地民が山地農村で賃労働に従事する場合はどうなるのか？これについては、筆者が調査村で遭遇した事例を紹介することにしよう。筆者の調査村というのは、チェンライ県メースオイ郡ターコー区の通称民養村である。標高1,200メートルの高地に位置し、漢人（チンホー）、ラフ、アカ、アクなどの集落からなり、筆者はそのうち

のラフ集落で1999年より断続的に調査を継続している。³¹⁾

このラフ集落には現在、仮にA氏と呼ぶ人物がいる。ミャンマーのケントウン出身で20代のラフの青年である。彼は2001年に民養村の漢人行政村長から勧誘され、身分証は何ももたずに同村長の経営する茶園で就労していた。彼は2004年に村内ラフ集落の娘と結婚し妻方両親と居住している。現在はラフ集落のメンバーとなり農業に従事しているが、依然として身分証は何ももっていない。

さて、いったいA氏は山地民なのか不法入国労働者なのか？どちらも正しいというのが真相であろう。彼の事例が示しているのは、山地村落にもミャンマー人労働者が存在し、しかも彼らはしばしば村内に居住する山地民と同一民族だということ、および、そうした人々が身分証をもたぬまま賃労の現場と山地集落とを往来しているということである。

さらに事態をややくしくしているのが難民というカテゴリーの存在である。タイ国は難民条約（難民の地位に関する条約、難民の地位に関する議定書）を批准しておらず、難民はあくまで移民法の定めるところの不法入国者であるにすぎない。その上で他国の政治的迫害を逃れて避難してきた者（厳密にいえば難民refugeeではなく避難民displaced persons）の保護を、難民キャンプ（厳密には避難所と呼ばれる）への収容により、政府の裁量内で行っている [久保2009: 81]。もちろんキャンプに収容される人というのは不法入国者のごく一部であり、そもそもはじめから難民とその他の不法入国者との線引きが極端に曖昧である。久保 [同上書: 80] がいうように、「不法に越境した者が到着した先が建設現場なら不法労働者（もしくは経済難民）と呼ばれ、難民キャンプに到着すれば難民と呼ばれるように、難民と不法滞在者、あるいは難民と経済移民はそれほど明確に区別できるものではない」。もし彼らが山地村落に到着すれば山地民と呼ばれ、先住民パレードの列に名を連ねるといふことにもなるのだろう。

タイ国で主にミャンマー出身者の人権改善に取り組むNGOであるMAP財団が発行した2007-10年報告書によると、依然としてミャンマーから多くのシャンやラフがタイ国への逃亡を続けており、その数は30万人と推定されている。³²⁾ そこでは、彼らは避難の場を求めてタイ国に流入するが、その大部分は（避）難民としての取り扱いを拒否され、生存のために不法就労を余儀なくされているという [MAP Foundation 2010: 42]。

このように、難民と山地民と不法入国労働者とは、事実として相互に往来可能なカテゴリーとなっている。MAP財団のプログラム・オフィサーのナミシ氏はこうした状況について「モバイル・レイバー」という語の使用を提唱する。ナミシによれば、このモバイル・レイバーは次の3類型を含むものとされる。³³⁾

31) 同村の成立史については拙稿 [片岡2004; 2007] を参照されたい。

32) 原文では300,000 thousands (3億人!) であるが、明らかに誤記と思われる。

33) ナミシ・チャテ氏への聞き取りによる (2011年12月27日)。

- ① タイ国内の山地集落でタイ国籍を取得後に町に働きに来ている人
- ② タイ国内の山地集落でタイ国籍の取得を待たずに町に働きに来ている人
- ③ ミャンマーから直接町に来て働いている人

このうち①がタイ国籍山地民で、②が非タイ国籍山地民、③が不法入国労働者となる。②にはさらに前述のA氏のような、山地に居住する不法入国労働者が含まれ、また②と③には事実上の難民が含まれるという構図になる。

こうして見てくると、隣国から入国したタイ山地民というのは、入国以来つねにこれらのカテゴリーのあいだでゆれ動いていたことがわかる。極論すれば、山地の移住者たちは誰もが難民であり誰もが不法入国労働者であり誰もが先住民である。

VI 単一国民か雑種国民か

1. ネーション像の再構築

山地民をめぐる問題というのは、彼らが国家による政策的関与の対象とされて以来つねに「タイ人性 Thai-ness」の問題そのものであり続けてきた。では近年の、山地民と国家との関係の急激な変化は、タイ国家／国民の自画像とどのように関わってくるのであろうか。

まず確認しておきたいのは、前近代シャムがすぐれて多民族的な国家だったという点である。シャムの歴代王朝は、多くの異民族や服属国を従える一種の小帝国であった〔村嶋 1996〕。山地諸民族、マレー、カンボジア、ラオの服属国、首都周辺の入植移民など、雑多な民族的構成の上に共通の忠誠の対象として存在してきたのがシャム王室である。他の東南アジア前近代国家と同様、シャムもまた隣国民や異民族の入植を積極的に歓迎し、人口需要を満たすために隣国や山地からの強制移住さえ行っていた〔Scott 2009: 161〕。

王室への忠誠によってゆるやかに結びつく多民族社会としての小帝国シャムを、近代国民国家として再編成するにあたり新たに導入されたのが、「民族・宗教・国王」という国是である。この国是の理論武装ともいべき『ラク・タイ』³⁴⁾においては、民族とはすなわち中部タイ人であり、宗教とはすなわち上座仏教であり、国王とはすなわち中部タイのシャム王とされる〔Wichitmatra 1975〕。したがってここで想定される国民統合とは、中部タイをモデルとする上からの一元的同化にはかならない。もっともこの国是自体は幅広い解釈の余地を残しており、これを広義に解釈すれば、バンコクの王室が領内の諸民族、諸宗教を保護するということになるから〔Cohen 1991〕、伝統的な多元的帝国モデルとも共存しうる。

ではタイ人であることは、中部タイモデルへの一元的同化を意味するのか、それとも雑多

34) これはクン・ウィットマートラーにより1929年に刊行された書物である。同書がタイ・ナショナルリズムの理論武装に果たした役割については赤木〔1989〕が詳しい。

な諸民族のバンコク王室への忠誠によって達成されるのか。この点に関し、歴代タイ政府の立場は大きな振幅を示してきた。場合によっては、固有の言語や宗教の否定を含む強制的同化政策が少数派に対して行われ、他方では民族、宗教の多様性を尊重するという方針が掲げられもする。³⁵⁾ 前述の「山地民問題」論に代表されるかつてのタイ政府の立場などは、前者の典型例である。

アンダーソンによれば、少数民族政策におけるこうした一貫性の欠如は、そもそもタイ国において下からの国民主義が不在であったことに起因する。タイ人とは何かをめぐる国民的議論を欠いたままで、王朝国家による場当たりの政策がとられてきたため、主流派から見た異分子をどのようにタイ社会に包摂し、どのように国民像を提示するのか、という試み自体が一貫性をもってなされてこなかったという指摘である [Anderson 1978]。

アンダーソンのタイ近代史批判以後、1980-90年代には下からの国民像再構築への試みがなされるようになる。その嚆矢ともいえるのが、『芸術文化』誌でスチットが展開した議論である。彼がそこで主張したのは、現在のタイ人というのは、タイ領内に居住する雑多な諸民族の融合によって成立したものだという点である [Sujit 1986]。つまり昔も今も、タイ領内で生まれた人々は民族の別を問わず等しくタイ人だ、ということになる。³⁶⁾ これは中部タイに南下したとされるタイ族の歴史のみを特権化する『ラク・タイ』など、従来の上からの一元的同化モデルに対する公然たる攻撃であった。

上から与えられるタイ人像への対抗としては、今述べたものとは逆に、タイ族文化の純粋性を強調するグループも存在する。これはタイ文化の精髓を王朝ではなくタイ族農村共同体の伝統文化に求め、そうした共同体文化に依拠して国家主導の言説を相対化する、というものである。³⁷⁾ より純粋なタイ族文化を志向する彼らは、相対的に開発の遅れた隣国のタイ族農村に目を向けることで、国境を越えたタイ族農村共同体の連なりのなかに真のタイ文化を構想し、既存の国家の呪縛を相対化しようとする [馬場 2003; Farrelly 2009]。この共同体文化学派は、一方ではタイ族に限らず農村共同体の「土地の知恵」を重視することで、国家や世界資本主義への対抗軸とするという運動も伴っており、³⁸⁾ これは山地民を含めて共同体林（パー・チュムチョン）をめざす運動へと展開されていく。

35) その典型的な例は華僑華人や南部マレー人への政策に見ることができる。華僑華人に対しては1940-50年代に、華字紙の廃刊や華校の閉鎖などが政府によって強力に進められる一方、彼らが主流派文化を受け入れる限りにおいては、エリートへの登用に際して出自が問題視されることはなかった。またマレー人に対してはマレー語でイスラム教育を行う寄宿学校が政府による厳しい規制の対象になり、その一方ではイスラム教徒にも国王の保護が及ぶことが勅令で確認されてもいる。

36) もちろん近代国家以前の時代に現在のタイ国の国境線は存在しないので、これは現在のタイ国の版図を過去に投影するというややトリッキーな論法をも伴う [飯島明子 2003]。

37) その最も典型的な主張としてはチャティップ [1992] を参照。

38) この運動への解説としては北原 [1996] が秀逸である。

下からの多元的国民像の提示としてもうひとつ注目しうるのは、華僑華人に関するカシアンカシアンの議論である。彼によれば、1980-90年代の経済発展と民主化の推進役として自信を強めた華僑華人が、タイ国への忠誠と華僑華人としての意識の両立を掲げ、下からのタイ・ナショナリズムの担い手として自ら名乗りを上げつつあるという [Kasian 1997]。これもまた、民族的出自とは切り離されたタイ国民、ないしはそうした諸民族の集合体としてのタイ国家を構想し、過去の同化主義的なタイ国家／国民像に修正を迫る試みであるといえる。

政府の政策もまた、ここでみたような「タイ人性」をめぐる議論の多様化から無縁でない。コナーズによれば、政府の文化政策は、「民族・宗教・国王」の国是をもって一元的に国家が文化を管理する従来の方法から、1990年代以降は多元的な国民文化を奨励し、国家がその結節点として機能する方法に転換しているという [Connors 2005: 544]。

2. 山地からみたタイ社会の多元化

以上の経緯が示しているのは、近年の山地民による自己主張の強化もまた、タイ国における下からの国民像の（再）構築とその多元化という潮流に連動しているという点である。特に山地民の場合、そうした論争への参入を大きく後押ししたのが、前述の「土地の知恵」論争と結びついた共同体林論争である。そこでは、無知な森の破壊者という山地民イメージとは反対に、山地焼畑民たちが伝統的知識を用いて森を持続的に利用してきたからこそタイ国の水源林は保たれてきたのだ、という主張が導かれてきた。³⁹⁾

たとえばヨットは、カレンが行う「森の得度（ブアット・パー）」という行事に、そうした対抗的国民像を読み込む。森の得度というのは政府や大企業による山林の囲い込みに対抗して山地民がしばしば行うもので、ヨットが言及している儀式においては、森の木に黄衣を巻きつけて擬制的な得度式によって聖化し、それを国王に献上するというデモンストレーションを行っている。「国王と仏教への敬意を表しつつ、同時に自らの伝統を保持することを通じ、カレンの農民たちは自分たちを、仏教や国王への参照をもって自らの森林利用を制限する、タイ社会の環境問題に真剣な関心をもつ責任ある市民として提示する」のである [Yos 2004: 119]。これはいわば、「民族・宗教・国王」の国是を逆手にとることで、山地民の文化的独自性の承認を要求し、タイ社会が欲する「土地の知恵」を体現する模範的国民として自らを提示する戦略といえる。

「土地の知恵」や共同体林の理念を掲げ、国家による山地民への差別的な視線に対抗し、彼らの独自性に対する認知を求める運動が「タイ人性」の再定義の問題にもたらしうる含意について、ヴァンダーギーストは次のように述べている [Vandergeest 2003: 33]。

39) この運動についてはすでに論じたことがあるので [片岡 2002] ここでは詳述は避ける。

共同体林運動に秘められている、「認知」への要求は、民族的差異の承認への要求以上のものである。それは同時に、公式かつ実質的な市民権への要求でもあり、タイ国民 *Thaination* をより包摂的なものとして読み替えていくための武器でもある。

山地民の要求を認めることは、単に少数民族としての認知に留まらず、「タイ人性」をめぐる同化主義的前提そのものの再考にまでたどり着く。ここでかつての山地民が、ア priori に「タイ人性」の外側に位置づけられてきたことを想起されたい。しかしこの近年の地位改善要求においては、山地民と「タイ人性」との関係についての評価がほぼ逆転している。単に国家破壊分子としか認識されてこなかった山地焼畑民が、今や国民的イシューである森林保護問題に関し、最も模範的なタイ国民として提示されるためである。

以上の文脈を念頭に置くと、近年の先住民運動というのが、一連の新たな国民像の提示の総仕上げであることがわかる。先住民としての認知を求める運動も同様に、それが実現した場合は単なる認知以上のものをタイ国家にもたらすことになる。なぜならそうした先住民運動の主張は、特定の民族に名指しで特別の権利を付与せよというものである以上、国民を民族帰属ごとの統計によって分類しないというタイ国家の方針⁴⁰⁾ と根本的に対立するためである。

その点からいうと、前述の先住民議会というのは、仮にそれが法制化されればタイ国家の構造の根本的変革をもたらしうる可能性がある。議員の選出方法によっては民族ごとの選挙人名簿が必要になり、それは単一国民というタイ国家の公式の建前の変更を意味する。また一種のアファーマティブ・アクションとして一部民族に特別枠を設ければ、やはり国民の一律平等原則との調整を迫られる。これらはまさに、かつてワナットが山地民政策の選択肢として拒否してきた「国家分断のモザイク制度」にはかならない。いずれにせよ、先住民運動の主張を受け入れる限り、タイ国家／タイ国民の正統性は、従来の一視同仁の原則ではなく、多民族国家の公的標榜のなかに立脚する必要性が生じてくるわけである。

以上は、山地民からの異議申し立てが、下からの国民形成をめぐる議論の中で果たしうる役割についてであるが、その展望に際しては2点ほど留保しておく必要がある。まず第一に、タイ国民の多民族的構成を承認することそれ自体は、場合によっては従来型の同化主義とも両立可能である。過去も昔も、さまざまな民族的背景をもった人々が融合してタイ人になってきたのであれば、現在の山地民たちもその同化の列に加わればよいという論法が容易に成立するからである。⁴¹⁾ 第二に、タイ国家の多元的性格の強調もまた、場合によってはさほど新しくないものになりうる。なぜならそれは、前近代の王朝国家から引き継がれた特徴でもあるためであ

40) 内務省の人口統計では民族別内訳は項目に含まれていない。例外は、かつての公共福祉局による『高地集落要覧』である。

41) 前述のワナットが説く「自然な同化」がまさにその例である。

る。この一連の論争の結果として提示されるのが、国内各民族が王室への忠誠を共有することで結びつくというタイ国家像であるならば（実際に2012年の先住民フェスティバルで政府はまさにそれを提示しているのだが）、それは実は小帝国としての前近代シャムから半歩と隔たっていないという可能性すらありうるのである。

3. 市民という難題

ところで、山地民の地位改善に関する議論は、先住民としてであれ不法入国労働者としてであれ、それを論理的に突き詰めるとネーションをめぐる問題系を素通りしてしまう可能性も秘めている。ここで確認しておきたいのは、山地民と不法入国労働者の境界線の曖昧化は、なにも国家の側からの視点でのみそうなのではないということである。先住民の条件を、時間的前後関係ではなく抑圧や周縁化の度合いで設定した場合、運動家の論理から見ても先住民と不法入国労働者との違いはわずかなものにすぎなくなる。

その典型が、2012年に国連に提出されたタイ国のシャドウ・レポートである。そこでは先住民への人権侵害と並んで外国人労働者の無権利状態も取りあげられており、人権保護の対象としてのマイノリティとして国家と対立する点では、先住民も不法入国労働者も同じ舞台を共有するのである [Cross Cultural Foundation 2012]。先住民の中に移民一世を含めれば、不法入国労働者との境界線が不明確となる以上、結局のところ彼らの権利の改善を求める運動は、非タイ国籍者をも包摂した多元的市民社会への要求にならざるを得ない。

もちろん先住民運動を主導する山地民活動家たちは、自称先住民の中に無国籍者や移民一世、あるいは不法入国労働者のカテゴリーに属する人々が含まれていることは承知している。この点について、NIPTの代表をつとめるサクダー氏は、先住民運動が念頭に置いているのはタイ一国だけではなくASEAN全体であり、タイ国内で誰が先に来たか後に来たか、また誰がタイ生まれで誰がそうでないかという問題は、将来のASEAN統合を前提にすればいずれ無意味な議論になる、と主張する。これはどういうことかという、EU市民に範をとるASEAN市民という理念を先取りした場合、タイ山地民がミャンマー生まれであるがゆえに権利を制約される理由はない、というわけである。一見してわかるように、ここで構想されるASEAN市民の論理は、先住民を外国人労働者に置き換えてもそのまま通用する。域内住民に対して国籍や出生地や時間的前後関係とは無関係に市民権と移動の自由を認めるのであれば、不法入国労働者も同様の恩恵を享受するはずだからである。

しかし実をいうと、このEU市民像は誤解にもとづいている。EU市民権というのは、加盟国相互の取り決めにもとづき、しかもそれが国民概念や国家主権にとって代わるものではないことを明示的に確認した上で、EU加盟国の国民に対してのみ認められているものである。もちろん域外の第三国出身者や無国籍者に市民権のみを付与するということは想定されていない

い。⁴²⁾したがって次のようなEU市民権に関する説明は、そのままタイ山地民や外国人労働者の問題にも当てはまることになる。

このように、シティズンシップを持たないまま、ホスト社会の法的組織的構造に組み込まれている外国人住民の存在は、シティズンシップとナショナリティの結びつきを超えた次元を示唆するものであるといえる。(中略)しかし、主権行使のシステムとしての国民国家は存続しているため、国家主権と普遍的な人権の制度的二重性が生じ、ポストナショナルなシティズンシップの現実化は、国民国家とその主権に基づいて行われる。すなわち、脱領土化し、普遍的に公式化された個人の権利を保障するのは、領域的に規定される国家とその主権である、というねじれた状況が現在のシティズンシップの特徴である。[石川・渋谷 2012: 7]

つまるところ、サクダーらの主張する市民像というのは、あまりにポストナショナルにすぎるということになる。EUにすら存在しない理念を先取りしようというものであるから、実現可能性からいえば野心的という以上に空想的である。

もっとも先住民運動を不法入国労働者問題と抱き合わせて考察した場合、論理的にはそうしたポストナショナルな市民権の問題にまで行き着いてしまうのも事実である。市民であれ先住民であれ、国家からの巻き返しによって追加された文言こそが、タイ山地民がその方向に向かって歩を進める上での障壁になっているのだとすれば、彼らの要求は最終的には、市民や先住民という語に対して既存国家が付してきた限定条項を解除し、ポストナショナルな理念として再提示されない限り収容不能ということになるからである。

以上をふまえた上で再び視点を現在の問題に戻すと、EU市民のアナロジーからの問題提起は、山地民と不法入国労働者がともに市民社会における二級市民、つまり市民になりきれない市民であるという意味で問題を共有していることを改めて浮き彫りにする。この二級市民問題は、国籍の取得によってただちに解決するわけではない。マッカーゴによれば、タイ国には公式の市民権のほか非公式の市民権というものが存在するという。完全な市民権というのは、公式な市民権に加え（非公式な市民権の条件としての）「タイ人性」の受け入れを条件とする。この条件を満たさない者は、タイ社会にあって有形無形の差別を経験せざるを得ない [McCargo 2012: 91]。⁴³⁾ 非主流派がタイ社会の対等な構成員と見なされる上で、国籍の取得はそ

42) この点については、たとえば石川・新海 [2012: 36]などを参照されたい。

43) タイ国籍山地民に対する差別の顕著な例は、国民携帯票のID番号である。8ではじまるID番号は、事後的に国籍を取得した山地民を示すものであり、役人が見ればそれとすぐにわかるようになっている。チェンマイ大学のムクダワン教授の御教示による。

の第一段階にすぎず、その先には非公式の市民権というハードルが待ち構えているのである。

山地民の場合、事情はさらに複雑である。公式には市民だが非公式市民の基準を満たさない人の外側に、さらに公式には市民ですらない人々が含まれているためである。ここで先に見たヴァンダーギーストによる森の「人種化」の議論を想起されたい。実は彼は、かかる「人種化」が政府の差別的な政策によってのみもたらされたのではなく、山地民を擁護する言説によっても補強されていると指摘している。国家の側は山地民による焼畑耕作の異質性を非難し、同じものを山地民擁護派は「森を守る知恵」として賛美する。つまりどちらも森の「人種化」を強化する上で共犯関係にあるというのである [Vandergaest 2003]。とするならば、山地民の独自性への認知を求める運動は、多数派社会の対応次第では、彼らのさらなる他者化を帰結してしまう可能性もあるわけである。

結局のところ、山地民が国籍取得後に文化的独自性を維持しつつ、なおかつ言葉の正しい意味で「独立自助の第一級の市民」となるためには、「タイ人性」そのものの多元化によって非公式な市民のハードルを引き下げるほかない。ただしこれは、山地民側の一存で実現する問題でもないで、結局は長期間にわたる国家や多数派社会との交渉が必要になってくる。タイ山地民にとっては、最大限綱領としてはポストナショナルな先住民や市民の概念の実現に期待しつつ、さしあたってはナショナルな次元で二重市民状態の解消をめざすというのが最小限綱領になるだろう。

VII おわりに

東南アジア大陸部の国家であるタイ国を、他の近隣島嶼国と比較した際の際立った特色のひとつは、いうまでもなく隣国と地続きの国境をもっていることである。これは、島嶼国では山地少数民族の居住域が国土の内陸に位置するのに対し、タイ国ではそれが国境に沿って位置するということを意味する。現在のタイ国においては、近年の国際的な先住民意識の高まりとグローバルな労働力の移動とが、先住民と称する人々の居住域と隣国からの労働力の越境移動の経路とを重ねる結果になっている。

この、山地民が先住民と呼ばれたり不法入国労働者と呼ばれたりするという混乱には、2000年代に入って集合的行政カテゴリーとしての山地民が事実上消滅しつつあることもまた大きく寄与している。行政カテゴリーとしての山地民は、少数民族一般を意味する「民族集団」の中に昇華され、運動家はそれ（「民族集団」）を丸ごと先住民と呼ぼうとしている。一方で、タイ国籍者と不法入国者とをひとまとめで扱う山地民という政策枠がなくなり、国籍法の改正が行われたあとでは、非タイ国籍の不法入国者第一世をほかのミャンマー人不法入国者と同一視することがより容易になっている。そのため先住民（あるいは政府のいう「民族集団」）であれ

不法入国労働者であれ、現在の山地民を制度的に位置づける受け皿もまた、山地と平地の双方にまたがるものになっている。

つまり現在の山地民を取り巻くジレンマは、ひとり山地に限らず、平地タイ系少数民族にとってのジレンマでもある。実際にシャンなどミャンマー出身タイ系民族が置かれた立場は、今述べたような点に関し山地民のそれと非常に近い。これまで別個に論じられる傾向が強かった山地と平地であるが、タイ国北部山地において周縁民族と国家との関係を規定する対立軸が、従来の「山地か平地か」から、「先住民か否か」「不法入国労働者か否か」へと移行しつつあるのであれば、少なくともこの点に関しては山地と平地をわざわざ分ける合理的理由はなくなっていくはずである。

結局のところ山地民はどう変わったのか。もはや山地民は存在しない、というのはいささか極論である。「民族集団」や先住民といったカテゴリーへの吸収は、山地民と呼ばれる人々が存在しなくなったことをただちに意味するわけではない。「民族集団」というのはあくまで行政による便宜上の造語であり、また先住民という語も国家による公認を勝ち得ていない。これらの新造語はまだ定着するには至っておらず、しかも「民族集団」や先住民の中から、特に北部山地に居住し平地民とは異なる生活様式を有する民族群を総称する場合、結局は山地民という語に訴えるほかないのである。⁴⁴⁾

おそらく最大の変化は、山地民がもはや単独の安定したカテゴリーではなくなったという点であろう。現在では山地民として単独で完結する問題もあるが、しかし国家との関係においては案件ごとに隣接するカテゴリーと問題を共有する局面が激増している。たとえば少数民族としての権利保護の文脈では「民族集団」なり先住民という名称のもとに発言することがより有効であろうし、外国出身者の人権問題を論じる上では、難民や不法入国労働者との境界線をまたいで（たとえばモバイル・レイバーとして）一括したほうがより現実に即した問題提起が可能になる場合がある。また周縁者の立場から「タイ人性」をめぐる文化論争に参入するのであれば、タイ国内の山地民とタイ系少数民族とは相互に補い合う関係にある。本稿ではとりあえず山地民に特化しながら論じてきたが、類似の考察を平地タイ系少数民族の事例をもふまえて展開することで、今後のタイ社会／国家がどこに向かっていくかをより立体的に明らかにすることができるであろう。⁴⁵⁾

44) 英語では Hill Tribes に代えて Highlanders や Uplanders などを使う場合もあるが、和訳すればいずれも山地民になってしまう。

45) この点に関してはファレーリーの考察がひとつのヒントを与えてくれる。彼はタイ国の批判的知識人たちが（既存の国家と国境線を相対化するために）理想化して描くミャンマーのシャン農村と、現実の問題としてタイ国内に流入し続けるシャン労働者（その多くが不法入国による低賃金労働であるとされる）との落差を指摘し、ボーダーレス社会を礼賛しナショナルな言説を批判する知識人たちが前者のみに注目し後者に目を向けない点を批判している [Farrelly 2009]。時に先住民と呼ばれ、時に不法入国労働者と呼ばれ、しかも彼らの地位改善に関する議論がそのままネーション像の批判的再検討に結びつくという点では、シャンなどタイ系少数民族と山地民とは多くの争点を共有する。

参考文献

邦文

- 赤木 攻. 1989. 『タイの政治文化——剛と柔』東京：勁草書房.
- 浅見靖仁. 2003. 「国際労働力移動問題とタイ——研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』530: 22-43.
- 綾部真雄. 2003. 「『後住』少数民族としての山地民——問われる法的権利」『タイを知るための60章』綾部恒雄；林 行夫（編），145-150 ページ所収. 東京：明石書店.
- . 2008. 「エスニック・セキュリティ——タイ北部リスにみる内発的安全保障のかたち」『社会人類学年報』34: 51-91.
- 馬場雄司. 1994. 「北部タイにおける『先住民』と『山地民』——『先住民／移住民』から『山地民／平地民』へ」『同朋大学紀要』8: 44-62.
- . 2003. 「タイ族『源流』へのまなざし——経済成長とグローバリゼーションの中で」『アジア遊学』57: 126-134.
- チャティップ・ナートスパー. 1992. 「タイにおける共同体文化論の潮流」林 行夫（訳）. 『国立民族学博物館研究報告』17(3): 523-558.
- 速水洋子. 2009. 「カレンとは誰か——エコツーリズムにみる応答と戦術としての自己表象」『『先住民』とはだれか』窪田幸子；野林 厚（編），248-272 ページ所収. 京都：世界思想社.
- 飯島明子. 2003. 「タイ人はここに居た？——『タイ国史』のあゆみ」『タイを知るための60章』綾部恒雄；林 行夫（編），14-19 ページ所収. 東京：明石書店.
- 飯島 茂. 1971. 『カレン族の社会・文化変容——タイ国における国民形成の底辺』東京：創文社.
- 石川真作；渋谷 努. 2012. 「序論」『周縁から照射する EU 社会——移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』石川真作；渋谷 努；山本須美子（編），2-21 ページ所収. 京都：世界思想社.
- 石川真作；新海英史. 2012. 「EU における共通移民政策と EU 市民権」『周縁から照射する EU 社会——移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』石川真作；渋谷 努；山本須美子（編），22-41 ページ所収. 京都：世界思想社.
- 片岡 樹. 2002. 「もうひとつの『もうひとつの知』——山地民ラフにおける神義論とカリスマ」『年報タイ研究』2: 45-59.
- . 2004. 「領域国家形成の表と裏——冷戦期タイにおける中国国民党軍と山地民」『東南アジア研究』42(2): 188-207.
- . 2007. 『タイ山地—神教徒の民族誌——キリスト教徒ラフの国家・民族・文化』東京：風響社.
- 岸本ゆかり. 2001. 「タイのベトナム人——1992年改正国籍法と『タイ人』への道のり」『年報タイ研究』1: 51-67.
- 北原 淳. 1996. 『共同体の思想——村落開発理論の比較社会学』京都：世界思想社.
- 久保忠行. 2009. 「タイの難民政策——ビルマ（ミャンマー）難民への対応から」『年報タイ研究』9: 79-97.
- 窪田幸子. 2009. 「普遍性と差異をめぐるポリティックス——先住民の人類学的研究」『『先住民』とはだれか』窪田幸子；野林 厚（編），1-14 ページ所収. 京都：世界思想社.
- 村嶋英治. 1996. 「タイにおける民族共同体と民族問題」『思想』863: 187-203.
- 清水昭俊. 2008. 「先住民、植民地支配、脱植民地化——国際連合先住民権利宣言と国際法」『国立民族学博物館研究報告』32(3): 307-503.
- 竹口美久. 2011. 「タイにおける外国人労働者受容の政治的変遷」『南方文化』38: 89-108.
- 玉田芳史. 2006. 「タイにおける外国人の政治的権利」『外国人参政権問題の国際比較』河原祐馬；植村和秀（編），190-221 ページ所収. 京都：昭和堂.
- . 2012. 「タイにおける『外国人』の統合」平成 21～23 年度科学研究費補助金（基盤研究（B）一般）研究成果報告書『移民外国人の社会統合問題をめぐる地域間比較研究——「内包」と「排除」の議論を超えて』（研究代表者：河原祐馬），54-73 ページ所収.
- トンチャイ・ウィニッチャクン. 2003. 『地図がつくったタイ——国民国家誕生の歴史』石井米雄（訳）. 東京：明石書店.
- 内堀基光. 2009. 「『先住民』の誕生——Indigenous People(s)の翻訳をめぐるパロディカル試論」『『先住民』とはだれか』窪田幸子；野林 厚（編），61-88 ページ所収. 京都：世界思想社.

英文, タイ文

- Anderson, Benedict R.O'G. 1978. Studies of the Thai State: The State of Thai Studies. In *The State of Thai Studies: Analyses of Knowledge, Approaches, and Prospects in Anthropology, Art History, Economics, History and Political Science*, edited by Eliezer B. Ayal, pp.193–247. Athens, Ohio: Center for International Studies, Ohio University.
- Chao Nawk ; and Thai Doi. 1999. Thai-style Apartheid? *Bangkok Post*, June 6, 1999: 4 (Perspective).
- Chusak Wittayapak. 2008. History and Geography of Identification Related to Resources Conflicts and Ethnic Violence in Northern Thailand. *Asia Pacific Viewpoint* 49(1): 111–127.
- Cohen, Erik. 1991. *Thai Society in Comparative Perspective*. Bangkok: White Lotus.
- Connors, Michael Kelly. 2005. Ministering Culture: Hegemony and the Politics of Culture and Identity in Thailand. *Critical Asian Studies* 37(4): 523–551.
- Cross Cultural Foundation. 2012. Shadow Report on Eliminating Racial Discrimination: Thailand. Shadow report submitted to the UN CERD Committee.
- Farrelly, Nicholas. 2009. Tai Community and Thai Border Subversions. In *Tai Lands and Thailand: Community and State in Southeast Asia*, edited by Andrew Walker, pp.67–86. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- International Work Group for Indigenous Affairs (IWGIA); and Asia Indigenous Peoples Pact (AIPP). 2011. *ASEAN, Climate Change, REDD+ and Indigenous Peoples*. Chiang Mai: AIPP Printing Press.
- Jonsson, Hjorleifur. 2005. *Mien Relations: Mountain People and State Control in Thailand*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Kammerer, Cornelia Ann. 1987. Minority Identity in the Mountains of Northern Thailand: The Akha Case. In *Southeast Asian Tribal Groups and Ethnic Minorities: Prospects for the Eighties and Beyond*, pp.85–96. Cultural Survival Report 22. Cambridge: Cultural Survival Inc.
- . 1989. Territorial Imperatives: Akha Ethnic Identity and Thailand's National Integration. In *Hill Tribes Today: Problems in Change*, edited by John McKinnon and Bernard Vienne, pp.259–301. Bangkok: White Lotus.
- Kampe, Ken. 1997. Introduction: Indigenous Peoples of Southeast Asia. In *Development or Domestication?: Indigenous Peoples of Southeast Asia*, edited by Don McCaskill and Ken Kampe, pp.1–25. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Kasian Tejapira. 1997. Imagined Uncommunity: The *Lookjin* Middle Class and Thai Official Nationalism. In *Essential Outsiders: Chinese and Jews in the Modern Transformation of Southeast Asia and Central Europe*, edited by Daniel Chirot and Anthony Reid, pp.75–98. Seattle and London: University of Washington Press.
- Khachatphai Burutsaphat. 1983. *Chonklumnoi nai Thai kap Khwammankhong khong Chat*. Bangkok: Samnakphim Phraephitthaya.
- . 1996. *Chao Khao*. Bangkok: Samnakphim Phraephitthaya.
- Kwanchewan Buadaeng. 2006. The Rise and Fall of the Tribal Research Institute (TRI): “Hill Tribe” Policy and Studies. *Southeast Asian Studies* 44(3): 359–384.
- MAP Foundation. 2010. *Migrant Movements 2007–2010*. Chiang Mai: MAP Foundation.
- McCargo, Duncan. 2012. Informal Citizens: Graduated Citizenship in Southern Thailand. In *Ethnic and Racial Minorities in Asia: Inclusion or Exclusion?*, edited by Michelle Ann Milner, pp.82–98. London: Routledge.
- Mukdawan Sakboon. 2011. The Borders Within: The Akha at the Frontiers of National Integration. In *Transcending State Boundaries: Contesting Development, Social Suffering and Negotiation*, edited by Chayan Vaddhanaphuti and Amporn Jirattikorn, pp.205–243. Chiang Mai: RCSD.
- Network of Indigenous Peoples in Thailand (NIPT). 2012a. Khruakhai Chonphao Phunmuang haeng Prathet Thai.
- . 2012b. Sapha Chatiphon lae Chonphao Phunmuang haeng Prathet Thai.
- Rhum, Michael. 1987. The Cosmology of Power in Lanna. *Journal of the Siam Society* 75: 91–106.
- Salas, Maruja, ed. 2005. *Indigenous Peoples Forum*. Chiang Mai: IKAP.
- Sarawut Pathumrat. 2005. *Kho Kotmai lae Kho Toklong rawang Prathet thi kiaokhong kap Sithi Chonphao nai Prathet Thai*. Samakhom Sun Ruam Kansuksa lae Watthanatham khong Chao Thai Phukhao nai Prathet Thai, Sun Patibatkan Ruam phua Kaekhai Panha Prachachon bon Phunthi Sung, and Samnak-ngan Phakhi Sakon Chonphao Phunmuang nai Pa Khet Ron Phumiphak Esia Tawan-ok Chiang Tai.
- Scott, James C. 2009. *The Art of Not Being Governed: An Anarchist History of Upland Southeast Asia*. New Haven: Yale University Press.

- Stott, Philip. 1991. *Muang and Pa: Elite Views of Nature in Changing Thailand*. In *Thai Construction of Knowledge*, edited by Manas Chitakasem and Andrew Turton, pp.142–154. London: School of Oriental and African Studies, University of London.
- Sujit Wongthes. 1986. *Khon Thai Yu thi Ni*. Bangkok: Sinlapa Watthanatham.
- Supang Chantavanich; Premjai Vungsiriphisal; and Samarn Laodumrongchai. 2007. *Thailand Policies towards Migrant Workers from Myanmar*. Bangkok: ARCM, Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- Supara Janchitfah. 1999. A Dark Memory. *Bangkok Post*, June 6, 1999: 3 (Perspective).
- Tapp, Nicholas. 1989. *Sovereignty and Rebellion: The White Hmong of Northern Thailand*. Singapore: Oxford University Press.
- Thailand, Kong Khwammankhong dan Setthakit; and Samnak-ngan Sapha Khwammankhong haeng Chat. 2002. *Phaen Maebot phua Kamphatthana Chumchon, Singwaetlom, lae Kankhuapkhum Phut Septit bon Phunthi Sung Raya thi 3 (Pho. So. 2545–2549)*.
- Thailand, Krom Phattana Sangkhom lae Sawatdikan. 2002. *Thamniap Chumchon bon Phunthi Sung: 20 Changwat nai Prathet Thai Pho. So. 2545*.
- Thailand, Samnak Borihan Raeng-ngan Tangdao. 2010. Sarup Khomun Khon Tangdao thi Rap Anuyat Tham-ngan Thua Racha-anachak.
- Thanyathip Siphana; and Trinh Dieu Thin. 2005. *Wiat Kiao nai Prathet Thai kap Khwamsamphan Thai–Wiatnam*. Bangkok: Chulalongkorn University Press.
- Thongchai Winichakul. 2000. The Others Within: Travel and Ethno-Spatial Differentiation of Siamese Subjects 1885–1910. In *Civility and Savagery: Social Identity in Tai States*, edited by Andrew Turton, pp.38–62. Richmond: Curzon.
- Vandergeest, Peter. 2003. Racialization and Citizenship in Thai Forest Politics. *Society and Natural Resources* 16(1): 19–37.
- Wanat Bhruksasri. 1978a. Khwamhen Bangprakan phua Songseum Sanapsanun Hai Nganphatthana lae Songkhro Chaokhao Banlu Watthuprasong khong Nayobai Rattaban. *Khaosan Sun Wichai Chaokhao* 2(3): 1–7.
- . 1978b. Khwamtaektang nai Khwammai khong “Nayobai Kanruamphuak.” *Khaosan Sun Wichai Chaokhao* 2(3): 8–10.
- . 1989. Government Policy: Highland Ethnic Minorities. In *Hill Tribes Today: Problems in Change*, edited by John McKinnon and Bernard Vienne, pp.5–31. Bangkok: White Lotus.
- Wichitmatra, Khun. 1975. *Lak Thai*, 7th edition. Bangkok: Bamrungsan.
- Yos Santasombat. 2004. Karen Cultural Capital and the Political Economy of Symbolic Power. *Asian Ethnicity* 5(1): 105–120.
- “Yutthasat Kanchatkan Panha Sathana lae Sitthi khong Bukkhon.” Cabinet resolution, January 12, 2005.

新聞

Bangkok Post